

議案第59号

工事請負契約の変更契約について

大野地区畑地造成工事（R4-1）について、次のように工事請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 大野地区畑地造成工事（R4-1）
- 2 契約金額 変更前 135,839,000円
変更後 160,680,300円
- 3 契約の相手方 沖縄県石垣市字新川2304番地15
株式会社 一廣工業
代表取締役 内間 安彦

令和5年9月1日提出

石垣市長 中山 義隆

理由

大野地区畑地造成工事（R4-1）の工事請負契約の変更契約の締結については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年石垣市条例第8号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。